

## 教養コース ⑤ 社会保障学

### — 社会保障の過去と未来を考える —

## 第2回

# 日本の社会保障の夜明け 社会保障を作りあげたひとびと



期 日 令和4年6月25日（土）10:00～12:00  
会 場 鶴瀬公民館  
講 師 畠中 亭 氏 （立正大学コミュニティー福祉学部准教授）  
参加者 26名

第2回目は、「日本の社会保障の夜明け、社会保障を作りあげた人々

### 1. 近代化と人々の暮らし

欧米に於いて社会保障は、産業革命以降の近代化と戦争や革命、大恐慌を経験する中で確立された。

日本でも明治維新後の近代化とともに社会保障や福祉の原型が生まれてきた。

#### 明治維新以前 —— 鎌倉、戦国時代

鎌倉時代以降の封建社会の中で一般の農民は年貢や賦役などの負担が課せられ、災害や飢餓、疫病蔓延時には苦しめられた。

しかし、武家の中には貧民救済を行った例もあった。北条泰時は、伊豆の飢民に出挙米を貸し、その返済を免除した。

上杉謙信は凶作のための貯蓄により困窮者の救済を行った。



講 師： 畠中 亭 氏

## 明治維新以前——江戸時代

布教活動にやってきたキリスト教徒も長崎、京都などの各地で老人や孤児、寡婦などの救済活動を行った。

江戸幕府成立以降は、年貢や労役が農民に強く課せられ、零細農民の間では墜胎や間引き捨て子などが行われた。

農村では「五人組」の組織を作り、相互監視と納税の連帯責任を課し、相互扶助を義務化した。

1682年、無宿人や刑余者の働き場所として石川島授産場が、1722年、貧民救済施設として小石川養生所が設立された。

## 明治政府の「五榜の掲示」

1868年明治政府が発足、「五榜の掲示」が掲示されその第一札の第二で「鰥寡孤独疾病ノモノヲ憐レムベキ事」（かんかこどくしっぺいのものをあわれむべきこと）記されていた。

これは、身寄りのない高齢者や孤児、病人を救済などの貧民救済を行う事を意味し、国民に対して天皇の仁政を強調する目的があったと考えられている。

## 廃藩置県による混乱

明治政府は、それまで各藩が行っていた貧民救済制度を新しく設置された県に引き継ぐことを認めず。このため、反政府的な農民一揆の高まりがみられるようになった。

東京や大阪などの都市には貧民が増加し、治安維持と授産構成を目的として、大阪恤救場、東京に教育所、養育院などが設置された。

## 恤救規則（じゅつきゅうきそく）

明治政府は、1874年恤救規則を制定した。貧民救済は基本的には国民の相互扶助で実施されるべきものである。

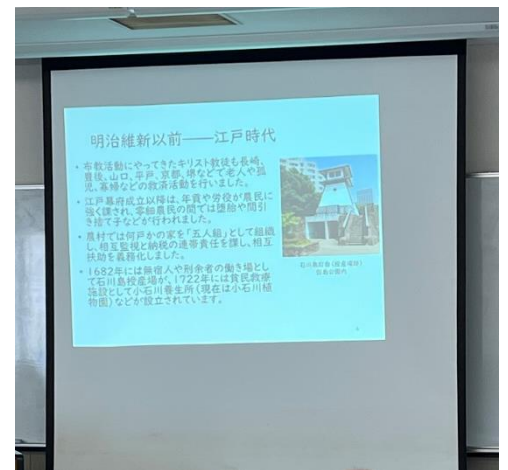
それでも生活の困難な極貧の単身生活者で、老衰や病気や障害を持つため就業できない者、家人が70歳以上か15歳以下で障害を持っていたり病気や老衰の者に対して救済を行うとしている。救済は50日を限度として、地方官の判断で実施した。

## 工業化と貧困

明治以降、欧米の工業技術を輸入し、日清・日露戦争を通して工業化を推し進めた。しかし、工場で働く職工の労働時間は長く、食事や宿舎は劣悪でした。

恤救規則の改正案が帝国議会で議論されたが、惰民養成や権利意識の向上への危惧から否決された。

一方宗教家や篤志家による慈善救済事業が盛んにおこなわれるようになった。



## 2. 福祉を先駆けた人々

政府による救貧制度整備が遅れる中で、宗教家、篤志家による慈善事業が活発化した。

### 石井十字

熱心なキリスト教信者

岡山孤児院を創設

現在の株式会社ライオン、クラボウなどから寄付を受けつつ孤児や貧困児童を無差別に収容し、1906年には収容児童は1200人に達した。

### 大原孫三郎

石井十字の活動を支えた。

倉敷紡績創業者、大原孝四郎の次男

倉敷紡績（現クラボウ）の車内に小学校を設立

倉敷商業補習学校、大原奨学金、大原美術館の礎となる美術コレクションの収集を行った。

大原社会問題研究所設立

## 石井亮一

鍋島藩士、立教大学で学ぶ。1896年アメリカで学んだあと、帰国後に自身の学校を滝乃川学園と改称し、知的障害児教育施設の先駆けとなった。

## 賀川豊彦

兵庫県生まれ、キリスト教神学校進学、神戸の新川貧民窟で貧民のための職場経営などセツルメント運動に参加。

救済活動の状況から、アメリカ留学で学びなおしを行った。

1919年大阪購買組合、1920年神戸購買組合を設立、これらの購買組合はコープの前身となった。

## 小河滋次郎

上田藩医の次男として生まれ、上京し法律を学び内務省勤務。

小河は、岡山県で行われていた救生顧問制度を参考に方面委員制度を創設した。方面委員は救済対策に援助・協力をする民間の名誉職であり、現在の民生委員制度につながっています。

## 3. 富国強兵と社会保障

### 日露戦争、第一次世界大戦を経て、日本は軍国主義に突入。

工業化が進む一方で、労働問題や都市の貧困問題が顕在化、そうした問題に対応するため、工場法や健康保険法が創設される。

### 日本の工業法 1911年に制定、1916年施行される。

内容は、12歳未満の児童の労働禁止、15歳未満の者と女性の労働時間を12時間に制限、夜業の禁止等。

また、工場労働者に対する保護規定があり、業務上の疾病や傷病、死亡に対して事業主の負担により、本人や家族に対する扶助を行うとしていた。

### 健康保険法

1922年にブルーカラー労働者を対象とした健康保険法が制定。しかし、関東大震災による財政支出などにより準備事務が遅れ1927年ようやく発足。

従来の企業別共済制度を組保管掌健康保険として取り込み、共済制度のない中小企業労働者に対して政府管掌健康保険を適用。

この健康保険制度の特徴は

1. 政府が管理主導する国営主義であったこと。
2. 業務内外の疾病、傷害を統合して対象とする制度で事業主の保険料負担の軽減を目的とするものであった。

## 国民健康保険

1938 年、農村部の国民を対象とする国民健康法が制定された。しかし、保険の加入は強制加入でなく、運営は市町村の任意だった。

## 年金制度

公的年金の起源は、軍人や官吏を対象とする恩給制度で明治時代の初期から半ばにかけて創設された。恩給制度は、特権的・恩賞的性格が強く、財源の全額が租税負担となっていた。

恩給制度が適用されない官庁の現役雇用人には、明治時代末から大正時代にかけて、旧国鉄共済組合の創設を始め、専売、印刷、逓信、造幣などの職域に労働者の掛け金財源を賄う共済組合が設立された。

1941 年労働者年金保険法が制定、対象はブルーカラーの労働者のみに限定、積立方式の運営、20 年間の保険料の払い込みが必要でした。

しかし、この保険料は国庫で預かるとされ、戦時公債の購入や戦争追行に利用された。1944 年厚生年金保険法と名称変更、ホワイトカラーの事務職にも適用が拡大された。

## 戦前期日本の社会保障のまとめ

日本の戦前期は近代化のなかで、格差が拡大し、貧困問題が顕著となった。

民間の慈善活動家が活躍し、現在の社会福祉の礎となった。

健康保険や年金制度などの社旗保障制度は軍国主義化の中で原型が作られたが、戦争遂行にも利用された

報告者 三上 聡雄